

社内控え

本書面の内容を十分お読みください。

No.

出張買取契約書

お客様の氏名:

住所:

電話番号:

購入業者の氏名又は名称:
住所:
電話番号:
代表者:

売買契約の申込み又は
締結を担当した者の氏名

売買契約の申込み
又は締結の年月日

年 月 日()

物品の種類		物品名	
物品の特徴		物品の 購入数量	
物品の商標、製造 者名若しくは販売 者名又は型式			

物品の購入価格

円

10%対象

円

(内消費税)

円)

非課税対象

円

物品の引渡し時期及び引渡し方法

☐当日・現地

☐その他()

物品の代金の
支払いの時期
及び方法

時期:

年 月 日()

方法:

☐現金

☐振込

金融機関:

支店名:

支店番号:

口座種目:

普通

当座

口座番号:

口座名義人:

この書面は特定商取引法(以下「法」という。)第58条の7又は第58条の8に基づく書面です。この書面の内容を十分にお読みください。

クーリング・オフのお知らせ(訪問購入)

1 お客様が訪問購入でお申込み(契約)された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面(下参照)又は電磁的記録(電子メール等)により無条件で契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」という。)ができ、その効力は各面又は電磁的記録による通知を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。

※電磁的記録によるクーリング・オフについては当社のホームページ(https://e-fran.jp/cooling_off/)をご確認ください。

2 この場合お客様は、①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②その売買契約に係る代金の支払が既になされているときは、その代金の返還に要する費用及びその利息は購入業者が負担します。③物品の引渡しに既にされているときは速やかに当該物品の返還を受けることができます。④購入業者に物品が引き渡され、更に第三者に転売された場合でも、クーリング・オフしたときには第三者(善意無過失の者を除く)に対して物品の所有権を主張することができます。

3 クーリング・オフ期間中は、引渡しの期日の定めがある場合でも、物品の引渡しを拒むことができます。

4 上記クーリング・オフの行使を妨げるために購入業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は、威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、購入業者から、クーリング・オフ妨害解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。

上記の内容につき説明を受け、出張買取契約に合意いたします。契約書を受領いたしました。

お客様ご署名

お客様控え

本書面の内容を十分お読みください。

No.

出張買取契約書

お客様の氏名:

住所:

電話番号:

購入業者の氏名又は名称:

住所:

電話番号:

代表者:

売買契約の申込み又は
締結を担当した者の氏名

売買契約の申込み
又は締結の年月日

年 月 日()

物品の種類		物品名	
物品の特徴		物品の 購入数量	
物品の商標、製造 者名若しくは販売 者名又は型式			

物品の購入価格

円

10%対象

円

(内消費税

円)

非課税対象

円

物品の引渡し時期及び引渡し方法

☐当日・現地

☐その他()

物品の代金の
支払いの時期
及び方法

時期: 年 月 日()

方法: ☐現金 ☐振込

金融機関:

支店名:

支店番号:

口座種目:

普通

当座

口座番号:

口座名義人:

この書面は特定商取引法(以下「法」という。)第58条の7又は第58条の8に基づく書面です。この書面の内容を十分にお読みください。

クーリング・オフのお知らせ(訪問購入)

1 お客様が訪問購入でお申込み(契約)された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面(下参照)又は電磁的記録(電子メール等)により無条件で契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」という。)ができ、その効力は各面又は電磁的記録による通知を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。

※電磁的記録によるクーリング・オフについては当社のホームページ(https://e-fran.jp/cooling_off/)をご確認ください。

2 この場合お客様は、①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②その売買契約に係る代金の支払が既になされているときは、その代金の返還に要する費用及びその利息は購入業者が負担します。③物品の引渡しに既にされているときは速やかに当該物品の返還を受けることができます。④購入業者に物品が引き渡され、更に第三者に転売された場合でも、クーリング・オフしたときには第三者(善意無過失の者を除く)に対して物品の所有権を主張することができます。

3 クーリング・オフ期間中は、引渡しの期日の定めがある場合でも、物品の引渡しを拒むことができます。

4 上記クーリング・オフの行使を妨げるために購入業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は、威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、購入業者から、クーリング・オフ妨害解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。

上記の内容につき説明を受け、出張買取契約に合意いたします。契約書を受領いたしました。

お客様ご署名